

銚子市防災士資格取得支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災士の資格を取得する者に対し、当該資格の取得に要した費用について予算の範囲内において銚子市防災士資格取得支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、地域における防災の担い手となる防災士の養成を促進するとともに地域活動への参加を醸成し、市民の自助及び共助の意識を高揚させ、もって地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構が防災士として認証した者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、当該年度中に学校法人加計学園千葉科学大学が実施する防災士養成研修講座を受講し、防災士となった者であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 地域における防災の担い手として、市内の自主防災組織、消防団等に所属し、又はその活動に参加する意思のある者であって、自主防災組織又は町内会からの推薦を得たもの
- (3) 防災士の資格を有する旨の情報を市長から消防本部、消防団、自主防災組織及び町内会に提供することについて同意する者
- (4) 市税等（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金であって、市が徴収するものをいう。）を滞納していないこと。
- (5) 銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこ

と。

(助成対象経費及び助成金の額等)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、防災士の資格の取得に要した費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防災士養成研修講座受講料
- (2) 防災士教本購入費
- (3) 防災士資格取得試験受験料
- (4) 防災士認証登録申請料

2 助成金の額は、助成対象経費の合計額とする。ただし、3万5千円を上限とし、助成金の交付は、1人につき1回限りとする。

(交付申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、銚子市防災士資格取得支援助成金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災士養成研修講座履修証明の写し
- (2) 防災士認証状又は防災士証の写し
- (3) 前条第1項各号に掲げる費用の支払を証する書類
- (4) 市内の自主防災組織又は町内会からの推薦書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者は、前項の書類を防災士の資格を取得した日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

3 第1項の書類の提出をもって、助成金に係る実績報告があったものとみなす。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の書類の提出があったときは、速やかに助成金の交付の可否を決定し、銚子市防災士資格取得支援助成金交付（不交付）決定通知書（別記

様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の決定をもって、助成金の額の確定があったものとみなす。

(交付請求)

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに銚子市防災士資格取得支援助成金交付請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。